

# 「地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）」

## 【完了届】《提出書類 チェックリスト》

### Ⅲ 事業所の設置・整備の証明に関する書類等

No.	提出書類	事業主 チェック欄	所・センター チェック欄
1	<b>★（沖様式第11号）「事業所設置・整備費用申告書」</b> ※右上欄外に事業主印（法人の場合は代表者印）を押印（捺印） ※動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に記入して下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	（対象労働者の賃金について他の補助金・助成金を受けている場合） 要綱・申請書・交付決定通知書 ※交付を受けた対象者および対象期間等が確認できるもの  ※当該補助金が、同一の対象労働者について地域雇用開発助成金（厚生労働省の 雇用関係助成金）との併給の可否をあらかじめ申請先機関に確認して下さい。 また、下記に申請先の機関の連絡先を記入して下さい。 <b>機関名称：</b> <b>電話番号：</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 【注意】・原則、不足や不備がある場合は受理できません。  
 ・上記の他に沖縄労働局が必要と認める書類を窓口や審査の段階で求める場合があります。

～下記事項の自主点検をお願いします。～

(1) 事業主名義以外での立替払いはありませんか？

※原則、立替払いが行われた費用は対象となりません。（ある・ない）

(2) 工事の場合、「完了引渡し日」が計画日～完了日の間にありますか？

※「完了引渡し日」が計画期間内でない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ない・ある）

(3) 購入の場合、「納品・引渡し日」が計画日～完了日の間にありますか？

※「納品・引渡し日」が計画期間内でない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ない・ある）

(4) 賃借費用の場合、「契約期間（賃貸借期間）」の初日が計画日～完了日の間にありますか？

※賃貸借期間の初日が計画期間内でない場合は、支払が計画期間内でも対象となりません。（ない・ある）

(5) 賃借施設の内装工事の場合、所有者の行う建物新築工事と工事期間が重複しますか？

※工事期間が重複する場合は対象となりません。（重複する・重複しない）

【お問い合わせ先】〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2合同庁舎1号館  
 沖縄労働局 職業安定部 職業対策課 沖縄助成金センター  
 TEL：098-868-1606 FAX：098-868-1612  
 事業所所在地が名護以北・宮古・八重山の場合、各管轄のハローワーク窓口でも提出が可能です。

●事業主の委任を受けて支給申請書を代理人が提出する場合は、委任状が必要です。

詳しくは、沖縄労働局ホームページにて確認して下さい。

トップページ>助成金について>「◆支給申請書等の提出時には、委任状の提出及び身分証の確認が必要になりました。」